

## ②D—7 近畿諸都市児童公園の研究

大阪市大 小林 繁

児童憲章は昭和26年5月5日に公布され、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかったものであるが、その中の第9項に

すべての児童はよい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

と明示されている。しかし実際の地域社会の状態を見れば、必ずしもそのようにはいっておらず、所によっては随分ひどいと思われる待遇の所なきにしもあらずである。児童福祉法、地方自治法が施行され、その40条、2条などに児童の教化、福祉に関することが明記されている。これら法律を基礎として児童公園（小規模の児童遊園地、遊び場、広場を含む）の設置は年年数を増しているとはいえ、すべての児童により遊び場を与えるというところまではまだまだいっておらない。前途は遙かに遠いといわざるを得ない。

障害をなしている原因はいろいろあるが、地方自治体首脳部の理解度による場合も相当あるように思われる。近畿諸都市の児童公園を集計し、その設置状況、運営状況などを分析した結果の一端を発表しご参考に供したい。